

平成27年3月 第162回 定例会

福井坂井地区広域市町村圏
事務組合議会 会議録

平成27年3月26日（木曜日） 午後2時50分 開会

平成27年3月26日、第162回組合議会定例会が福井坂井地区広域市町村圏事務組合事務所2階会議室に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

日 程 1 会議録署名議員の指名

日 程 2 会期の決定について

日 程 3 議案第1号
平成26年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算

日 程 4 議案第2号
平成27年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算

日 程 5 議案第3号
福井坂井地区広域市町村圏事務組合ふるさと市町村圏基金条例の一部改正について

日 程 6 議案第4号
YONETSU-KAN ささおかの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日 程 7 一般質問

○出席議員 (19名)

1番	今村辰和	2番	堀川秀樹
4番	谷本忠士	5番	片矢修一
6番	笹原幸信	7番	坪田正武
8番	向山信博	9番	森之嗣
10番	山本篤	11番	橋本充雄
12番	前田嘉彦	13番	川畑孝治
14番	松本朗	15番	戸板進
16番	後藤寿和	17番	川崎直文
18番	長岡千恵子	19番	伊藤博文
20番	江守勲		

○欠席議員 (1名)

3番 山口清盛

○説明のため出席した者

管理者	坂本憲男	副管理者	橋本達也
副管理者	東村新一	副管理者	河合永充
副管理者	北川貞二		
事務局長	友田義隆		
事務局次長兼総務課長	坪田恵吉		
清掃センター所長	宗石健一		

○事務局出席職員

清掃センター副所長	大橋正紀	清掃センター主任	能美雅一
総務課主任	水野浩敬	総務課副主幹	深谷孝春
総務課副主幹	半澤宏一	総務課主査	伊藤信久
総務課主査	長谷部伊砂雄		

○事務局次長（坪田恵吉）

（開会ベル）

御起立願います。

一同 礼

御着席下さい。

◎議長（橋本充雄）

ただ今の出席議員数は、19人であります。

3番 山口清盛議員から欠席の届け出が出ております。

定足数に達しておりますので、これより、平成27年3月 第162回 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

管理者からの招集挨拶を許します。

○管理者（坂本憲男）

第162回 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会が開催され、各案件につきましてご審議いただくに当たり、所信の一端ならびに主要事業の近況につきまして申し上げます。

我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等には、物価の上昇に家計の所得が追い付いていない状況です。

こうした状況の下、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」が取りまとめられ、雇用・所得環境が改善しつつ、各種経済対策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれています。

当広域圏も、社会環境の変化を踏まえ、広域的な視点にたち、組合運営の一層の簡素化、効率化に努めてまいります。

それでは、主要事業につきまして、3点申し上げます。

第1に、電子計算組織の共同利用についてであります。

「総合行政情報システム」につきましては、順調に稼働しております。

今後とも、安定稼働に努めるとともに、次期システムについて、平成28年度切り替え作業も併せて行ってまいります。

また、マイナンバー制度関連で平成27年10月から付番作業が始まり、平成28年1月から利用が開始される予定でございます。

当組合におきましても、構成市町と十分連携をとりながら、国が示す導入スケジュールに基づき、平成27年度から円滑なシステムの導入を図っていきたいと考えております。

第二に、一般廃棄物の共同処理事業についてであります。

清掃センターの長寿命化に資する基幹的設備改良事業の2年目を迎え、本年度は、本格的な工事となるため、十分に環境に配慮した改良工事を実施していきたいと考えております。

また、「YONETSU-KANささおか」につきましても、天井等の張り替えも終了いたしまして、4月からは新たな指定管理者により営業を開始いたします。

なお、地元とお約束した多目的芝生広場の整備を終え、今後、多くの方に利用される

ものと期待しております。

第三に、広域観光事業についてであります。

北陸新幹線金沢開業、中部縦貫道が北陸道と連結といった高速移動手段が整備され、福井県への観光客が見込まれる中、観光情報を集約した4市町の観光イメージ・魅力等の情報を発信する観光ガイドブックの作成をいたします。

また、大野、勝山を含めた協議会においては、県外はもとより海外からもより多くの誘客を図るため運輸局関係の事業に積極的に取り組んでいきます。

以上、組合運営における所信の一端と主要事業の近況について申し上げます。

何卒、十分なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（橋本充雄）

これより本日の会議を開きます。

本日の「議事日程」は、それぞれ、お手元に配布のとおりであります。

日程 1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則 第88条の規定により、8番 向山 信博議員
15番 戸板 進議員を指名します。

◎議長（橋本充雄）

次に日程2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

今、定例会の会期は、「本日一日」といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋本充雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は一日と決定いたしました。

◎議長（橋本充雄）

次に、日程3「議案第1号 平成26年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男）

ただいま上程されました、「議案第1号平成26年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」につきまして、提案理由を申し上げます。

今回お願いいたしますのは、厳正な執行管理を行ってまいりました結果、発生した残余金につきまして、補正をさせていただく内容となっております。

補正前の予算額 25億2,526万円から、補正予算額 8,330万6千円を減額し、

補正後の予算額を2億4,195万4千円にさせていただくものです。

歳入予算におきましては、分担金及び負担金で8,330万6千円を、各構成市町の負担金から、それぞれ減額補正いたします。

歳出予算につきましては、総務費でコンビニ交付システム構築及び総合行政システム端末機器保守業務に係る情報処理費の入札差金で2,435万2千円を、清掃費で、基幹的設備改良工事及び業務委託等に係る入札差金等で5,895万4千円の減額補正をするものです。

以上、平成26年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算の概要について、提案理由のご説明をさせていただきました。

何とぞ慎重なる御審議と妥当なる御決議をいただきますようお願い申し上げます。

◎議長（橋本充雄）

これより「議案第1号」について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（橋本充雄）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（橋本充雄）

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。

この採決は、挙手によって採決いたします。

本件については、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

◎議長（橋本充雄）

挙手全員であります。

よって、そのように原案のとおり可決しました。

◎議長（橋本充雄）

次に、日程4「議案第2号 平成27年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算」を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男）

ただいま上程されました、「議案第2号 平成27年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算」につきまして、提案理由を申し上げます。

厳しい景気が続く、一般財源の伸びが期待できない情勢を踏まえ、平成27年度予算を編成するに当たりましては、できる限り構成市町の負担増にならないよう、事務の経費節減

に努めたところでありますが、基幹的設備改良工事で、平成27年度が61%の工事を行うため、工事費として30億円を計上いたしました。

そして構成市町の負担を出来るだけ少なくするために、ふるさと市町村圏基金を8億円取崩し、構成市町にお返しいたします予算などを計上させていただきました結果、予算総額は歳入、歳出ともに61億1,807万8千円となり、前年度当初予算と比較して、36億2,712万9千円の増額、率にして145.6%の増額となっております。

それでは、まず一般会計予算の歳入の主な内容について申し上げます。

歳入につきましては、各構成市町からの分担金及び負担金で3億4,840万6千円増の、23億9,645万1千円を見込んでおります。

衛生手数料では、清掃センターへの個人持ち込みごみ処分手数料として、1億2,029万5千円を、アルミ屑などの資源物売却収入で2,363万6千円を見込んでおります。

組合債につきましては、基幹的設備改良工事に係る施設改修事業債で15億1,050万円を見込んでおります。

補助金としては、衛生費国庫補助金の、循環型社会形成推進交付金で、11億9,655万円、また、総務費国庫補助金の、社会保障・税番号制度システム整備に対する補助金で6,506万2千円を見込んでおります。

繰入金としては、ふるさと市町村圏基金繰入金で、ふるさと市町村圏基金からの8億円を取崩して繰入するものでございます。

それでは、歳出予算をご説明いたします。

総務費におきましては、一般管理費で、総務課職員の人件費や庁舎管理費、一般管理事務などに係る経費で1億836万7千円を計上いたしております。

ふるさと市町村圏費では、構成市町へ返還するための8億円を計上いたしております。

情報処理費では、総合行政情報システム費用等で3億6,588万9千円と、社会保障・税番号制度システムの構築に係る費用として2億9,277万9千円を計上いたしております。

衛生費につきましては、塵芥処理施設管理費では、清掃センター職員の人件費をはじめ、清掃センターの各種修繕工事や各種業務委託料などで2億2,264万4千円を計上いたしております。

そのうち清掃センターの長期包括委託に向けた発注支援業務費で2,367万4千円を計上いたしております。

焼却施設管理費では、焼却施設の維持管理に必要な各種薬剤の購入や、焼却設備の修繕などに係る経費で、6億8,974万円を計上いたしております。

破碎施設管理費では、破碎施設の修繕など維持管理に係る経費で1億5,431万7千円を計上いたしております。

塵芥処理施設建設費では、平成26年度から継続しています基幹的設備改良工事費で30億5,424万円を計上いたしております。

余熱館管理費では、平成27年度から指定管理者イワシタ物産株式会社への指定管理料として3,500万を計上しています。

最終処分場管理費では、最終処分場の維持管理に係る経費で、1億2,261万2千円を計上しています。

以上、「平成27年度 福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

何とぞ慎重なる御審議と妥当なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。

◎議長（橋本充雄）

これより「議案第2号」について、質疑を行います。

○14番 松本朗議員

社会保障税番号システムの整備についてであります。

事業費で2億9,000万余りと高額なわけですが、私は、そもそも、この背番号制それ自体には大きな問題をはらんでいる制度だと思うんです。

これをやられると、民間事業者が、個人情報を扱うという事にもなっていくますし、刑事捜査、税の徴収以外にもいろんな分野に活用されることになって、国民のプライバシーという問題も、いろいろ問題があるといわれているんですね。

それで、まず、管理者にお尋ねします、お尋ねしたい1つは、財源が国の財源6,500万円余り、残りは一般財源、市町の負担ということになっているんですけども、先ほどの議論でも、国が全額保障するという確約は、明確にはなっていません。お尋ねしたいんですけど、3市町の一般財源 2億2,700万円余りの内訳、それぞれいくらになりますか。これは、事務局お答えください。

それから、もう一つは管理者にお尋ねします。そういう制度なんですね、それぞれの市町に、それだけ高額な負担を課すことになる訳ですけども、今の予算編成の時点で。こういうことについて、広域圏としては、市町の負担をなるべくさせないようにするべきだと思う訳ですよ。そうであるならば、この予算編成は、国の財源が明確になってから予算編成をするということ、市町の負担を抑える、無くすということが、広域圏として必要なのではないのでしょうか。この件については、管理者の基本的な考え方を求めます。

○管理者（坂本憲男）

今、松本議員がおっしゃいましたように、確かにマイナンバー制度の話をしていただいたように、来年の28年度の1日から制度が始まるわけで、再来年か、1日からということで、松本議員が理想的な言い方でありまして、これは、各構成市町の負担が無くなれば一番いいんですけど、これは、国からのマイナンバー制度のということで、各県内とか市町がやるんでなしに、これはもう国の1つの方針というか、法律ですから、そういったなかで、市町村においても、各市のそういう負担を少しでも無くすようにという要望等もしていきますし、今後ともいろんな意見の中で、少しでもこの地元の負担増、今大変な財源的にも厳しいものがありますので、今後とも、そういった方向性でね、できるだけ、負担の増とならないように努力していきたいというように考えております。

○14番 松本朗議員

ごく一般的な答弁を管理者されたんですけど、では、負担を払う側ですね、各市町の市長、町長が副管理者、あるいは管理者としていらっしゃるわけですけども、坂井市の財政、あるいはそれぞれのあわら、永平寺の財政を考えても、それから、こういう事業そのものについての、その制度そのものに対する認識、捉え方もそれぞれあると思うんですけどね。

こういう形で国が明確に示さない段階で、見切り発車的に負担金を取られるということについては、問題はありませんか。その辺は、市町の市長、町長として、それぞれ、どのようにお考えでしょうか。問題なしで、負担金は計上するということによろしいのでしょうか。

それぞれ、ここで。

○橋本副管理者

予算案にせよ、条例案にせよ、管理者会で十分検討した上で、合意の上で、議案を提出しておりますので、管理者とは全く考えていることは同じであります。

この場で、各市町なり、町長なりとしての意見を求められてもですね、それは、副管理者としての答弁というふうにお受け止めていただきたいというふうに思います。

補助金にせよ、例えば、交付金にせよですね、金額なり、割合が確定しないまま予算化していることは、これは多々あることでありまして、この問題だけではないと思います。

少し、先延ばしをしたからといって、じゃ、補助率が上がるのかということ、決してそういうのはありませんので、円滑な事業のためにもですね、この予算で持つということは、妥当な判断だというふうに思っております。

○14番 松本朗議員

橋本副管理者の考えとして承りました。

しかし、事業そのものについての疑問、それから、予算編成上の問題としては残るということ指摘しておきたいと思います。大前提として、事業そのものにも大きな疑問がある、問題点があるってということも、併せて言っておきたいと思います。

○事務局次長

各市町の金額につきましては、トータルで電算関係につきまして、各市町で協議した負担割合で割っているという状況で、細かい金額は、今の段階では出しておりませんので、その数値的なものは述べることはできないんですけども。

◎議長（橋本充雄）

他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（橋本充雄）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

○14番 松本朗議員

反対の討論を行います。

今ほどのやり取りの中でも、明らかになったわけですけども、第一に、国が制度を設計し、法律を作り、自治体にやらせるということをするのに、財源的な明示がないことが、第一の問題だと思います。

第二は、じゃ、この納税番号制度、これ自体の問題があります。

最初、質疑の中でも言いましたけども、全ての国民を、番号を付けて、民間事業者もこれを取り扱う。例えば、コンビニ収納などもある訳ですから。あるいは、株式会社の民間個人の事業所、そういうところでも、給与の関係とかですべて使う訳ですよ。ですから、非常に幅広く、個人情報民間でも扱われることになるということは、プライバシーの侵害という問題もある訳です。多くの識者が、この制度については、問題点を指摘しているところであります。なおさら、そういうものだから、少なくとも、財源的には国が補償すべきだと、そのようにな

るんだらうという気もしますよ。しかし、そういうことを国が示さないままに、予算を計上することは、正しくないと思いますし、各市町にとってそれは了解済みのこととはいえ、それを広域圏の予算として計上することは、誤りだというふうに指摘、そういう点で反対であります。

また、これは以前から言っているところですけども、議会費の中では、議員の報酬が計上されています。本来、議員は、全部議会選出で職務に当たっている訳ですから、それぞれの議員が、それぞれの構成市町の議員報酬をもらっている訳です。同じように、管理者の場合は、ですから報酬を取っていない。議会も、別枠で組合議員の報酬を受け取るということは、お手盛りというふうに批判されても仕方がないというふうに思います。

以上の点から、この予算には、当然多くの必要な事業をやる組合ですけども、そういう部分で問題があるので、賛成できないということを表明して討論といたします。

◎議長（橋本充雄）

他に、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋本充雄）

これで、討論を終わります。

これより「議案第2号」を採決いたします。

この採決は、挙手によって採決いたします。

本件については、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、「議案第2号」は原案のとおり可決されました。

◎議長（橋本充雄）

次に、日程5「議案第3号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合ふるさと市町村圏基金条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男）

ただいま上程されました、「議案第3号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合ふるさと市町村圏基金条例の一部改正について」の提案理由を申し上げます。

平成27年度において、清掃センターの基幹的設備改良工事に伴い、多額の工事費が必要となるため、ふるさと市町村圏基金の8億円を取り崩し2億円の基金とするものです。

そのため、ふるさと市町村圏基金の取り崩しができるように、条例を一部改正するものです。十分な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（橋本充雄）

これより「議案第3号」について、質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（橋本充雄）

質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋本充雄）

これで、討論なしと認めます。
これより「議案第3号」を採決いたします。
この採決は、挙手によって採決いたします。
本件については、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

挙手全員であります。
よって、「議案第3号」は原案のとおり可決されました。

◎議長（橋本充雄）

次に、日程6「議案第4号 YONETSU-KANささおかの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。
提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（坂本憲男）

ただいま上程されました、「議案第4号 YONETSU-KANささおかの設置及び管理に関する条例の一部改正について」の提案理由を申し上げます。
余熱館の横に、多目的芝生広場としてグランドゴルフ場が完成しました。
そのため、現在、イベント広場となっている名称を、多目的芝生広場に名称を変更するため、条例を一部改正するものです。
十分な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（橋本充雄）

これより「議案第4号」について、質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（橋本充雄）

質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋本充雄）

これで、討論なしと認めます。

これより「議案第4号」を採決いたします。
この採決は、挙手によって採決いたします。
本件については、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

挙手全員であります。
よって、「議案第4号」は原案のとおり可決されました。

◎議長（橋本充雄）

次に、日程7 一般質問を行います。

質問は、同一議員につき答弁を含めて20分以内とし、すべて自席で行うこととなっています。

○13番 川畑孝治議員

今回は、プラスチック及び布類の分別回収はできないのかについて、質問をします。

現在、清掃センターの改修工事が行われていますが、焼却施設や最終処分場の更なる延命化のために、より一層の焼却物の減量化が必要と考えます。

特に、焼却炉の耐火煉瓦などは、状況をみながら、約1年に1回程度の取替えを行っているとのことですが、以前、焼却の様子を見せていただいた時に、焼却炉内の温度が1000℃以上になると、アラームが鳴り、焼却物の投入ペースを抑えて運転をしていました。

また、廃棄物を焼却すれば、必ず灰が出ます。最終処分場の延命化のためにも、焼却物は減らすべきと思います。

そこで、今後更なる施設の延命化のために、焼却すると高温になるプラスチック及び布類の分別回収はできないのでしょうか。

現在、行われている金属類や紙類、小型家電のように専用のボックスを置き、持ち込まれる廃棄物からプラスチック及び布類の分別回収をすべきと思いますが、どのように考えますか。

また、一方現在行っている改修工事の中では、焼却熱を利用した発電のための施設整備が行われています。当施設は、あくまでも廃棄物の処分場であり、発電を目的とした施設ではないので、電気を起こすためにどんどんごみを燃やすべきといった発想にはならないと思いますが、今後も、CO2削減や地球温暖化防止にもつながる取り組みを行うべきと考え、前向きな答弁を期待いたしまして、私の一般質問といたします。

○事務局長（友田義隆）

川畑議員の質問にお答えをさせていただきます。

当清掃センターにおいては、ごみに入りきらない、大きなごみ袋に入りきらない大きなプラスチック製品、例えば、大型の衣装ケースそういったプラスチックについては、個人で当センターの方に持ち込まれてきます。

これらは、粗大ごみとして扱い、同じく、破碎処理をしてから、それを焼却炉の方へ搬送しまして、焼却をしているところでございます。

また、布類についてでございますが、これにつきましては、ほとんどが、各市町の燃えるごみとして収集車によって搬入され、焼却処理を行っているところでございます。

ごみの搬入量は、年々減少傾向でございます。これは、圏域内の市町において、分別収集が実施され、ごみの減量化が進んできているものと思われまます。

当センターのプラットホームにおいて、搬入されたプラスチック及び布類の分別を行うことにつきましては、焼却される処分の量や、最終処分の埋立量が少なからず、分別することによって減少していくことはあると考えております。

そうしたなかで、プラットホームにおいて、搬入されたごみを、更に分別するというにおきましては、中での作業量の増加及び安全な作業場の確保ですね、パッカー車等が年中入ってきますので、そういったなかでの作業場の安全確保。それから、ストック体制、そういったものが、課題が生じてまいりますので、今後、プラスチック及び布類の分別回収につきましては、搬入状況等を考えながら、そういったなかで、回収が可能かどうか検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○13番 川畑孝治議員

プラットホームでお仕事をされている方々は、非常に一生懸命取り組まれていると思います。現在においても、先ほど言いましたように、紙類とか金属類、また小型家電とか、そして、小型家電についている電機の線なんかも分別して回収をされています。そういった一環として、プラスチック類、また、布類の分別を、これは、当センターが雇用関係を結んでいる訳ですから、それも業務の一つとして指導をすれば可能ではないかと思えます。

また、ストックに関しましても、以前、空き缶を当センターのところで入れておいたスペースが空いております。そういうような部分で、今従来やっています金属類やら、そういった小型家電などと同じようにボックスを置いて対応すれば可能であるかと思えます。

また、利用先であります、プラスチック類は、また再生プラスチックとして、いろいろなものに加工する業者、また、布類においては、現在、日本の中古品は、いろいろ非常に人気があり、東南アジアとか、アフリカ方面なんかで、非常に需要があると何かで見させていただきました。また、そういうようなものに使えない場合、また、輸送コストがかかる場合、そういった再利用以外にもRPF化、燃料としての価値が非常に高まっております。県内においても、製紙工場や製織工場において、RPFが非常に多く使われており、需要に対して供給の方が追いついていない。そういった事態を廃プラの取扱業者にお聞きをしてみました。

そういった点で、各一般家庭からごみ袋に入れて、パッカー車で持ってこられる部分までを分別しろとは言いませんが、やはり、個人でトラックなどで持ち込まれて、そういったなかで目についたプラスチック類とか、布類。また、布類においては、今後も広報活動のなかで、そういった搬入の時に、例えば、透明の袋で布類はまた分別して処分しますよとか、そういった広報活動を通じて取り組みは可能かと思えますが、是非とも前向きに取り組んでいただきたいと思っておりますので、今後の取り組みを御期待いたしまして、私の一般質問といたします。

以上です。

◎議長（橋本充雄）

以上をもって、一般質問は終了いたします。

◎議長（橋本充雄）

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

これもちまして、平成27年3月 第162回 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会します。

○事務局次長（坪田恵吉）

（閉会ベル）

御起立ください。

一同 礼

午後 3 時 2 4 分閉会